

日本維新の会 全国維新連絡会規則

(目的)

第1条 本規則は、党規約第21条第3項の規定に基づき、全国維新連絡会における運営等に関し必要な事項について定める。

(組織)

第2条 全国維新連絡会の会長（以下「会長」という。）として、党規約第11条に定める日本維新の会総務会長が就任するものとする。

2 会長は、全国維新連絡会の運営等を統括する。

(総会)

第3条 会長は、年1回全国維新連絡会総会（以下「総会」という。）を開催しなければならない。

2 総会の構成員は、各都道府県総支部から推薦を受けた特別党员とする。

3 党規約第6条第9項の定めにより、総会において構成員の中から、党代表が定めた人数の非常任役員を構成員の互選によって決定する。

4 前項の規定により非常任役員を互選によって決定できないとき、又は選任された非常任役員が国会議員と国会議員以外の特別党员が同数とならないときは、会長の指名により非常任役員を決定するものとする。また、非常任役員が在任中欠員となった際も同様に、会長の指名により任命することができ、任命された者の任期は前任者の残余の期間とする。

5 前項の規定にもかかわらず、非常任役員を選任できない場合は、常任役員会の決議を持って、欠員のままとすることができる。

附則【平成28年2月20日制定】

この規則は、決定と同時に施行する。

附則【平成28年8月23日改正】

この規則は、本党の名称変更に関する議案に係る党大会決定と同時に施行する。

附則【平成29年3月25日改正】

この規則は、平成29年3月25日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。

附則【令和4年3月27日】

この規則は、令和4年3月27日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。